

広島県議会の概要

令和5年



県章

(昭和43年7月16日制定)



広島県議会事務局

〒730-8509 広島市中区基町10-52

TEL082-228-2111(代表)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gikai/>

広島県議会事務局

表紙写真 G7広島サミット

令和5年5月19日から21日までの3日間、G7広島サミットが開催され、「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」の発出や、エネルギー政策や経済安全保障などについて議論が行われました。

表紙に掲載している写真は、初日のワーキングランチと広島平和記念公園を訪問したときのものです。

本県においては、行政や経済界など様々な分野の団体が構成する「広島サミット県民会議」を設立し、県全体の総力を結集した「オール広島」で着実に開催支援などの取組を進めました。

広島県議会の概要

編集・発行 広島県議会事務局

広島県議会の概要

令和5年

広島県議会事務局



議 事 堂



議長 中本 隆志 (議長室)



副議長 緒 方 直 之 (副議長室)



本 会 議 場



委 員 会 室

目 次

1	議会の沿革	1
2	議会の構成	4
(1)	県議会の組織	4
(2)	議長、副議長	4
(3)	選挙区と議員定数	5
(4)	議員名簿	6
(5)	議員の構成 (会派別・期別、年齢別)	7
3	議会の運営	8
(1)	定例会・臨時会及び会期	8
(2)	本会議	8
(3)	議会運営委員会	10
(4)	委員会 (常任委員会・特別委員会)	12
(5)	請願・陳情の処理	17
(6)	議会の傍聴	18
(7)	議会のインターネット中継	19
4	議員の報酬等	20
(1)	報酬及び期末手当	20
(2)	費用弁償	20
(3)	政務活動費	20
5	歴代正副議長一覧表	21
(1)	議長	21
(2)	副議長	23

6 議会事務局	27
(1) 機 構	27
(2) 職 員 数	27
(3) 政務調査員	28
(4) 委員会担当書記	28
(5) 函 書 室	28
(6) 各種刊行物	30
7 議事堂	32
(1) 議事堂の概要	32
(2) 議 席	35
8 議会の情報公開	36
(1) 情報公開制度	36
(2) 個人情報保護制度	36
(3) 情報公開制度・個人情報保護制度における 請求から開示までの手続	37
(4) 議会情報コーナーの利用について	37
9 議会広報	38
(1) ホームページ	38
(2) ひろしま県議会だより	38
(3) ひろしま県議会ダイジェスト	38
10 議会改革	40
11 議会費	45
(参考資料)	
1 令和5年度広島県予算(当初)	46
2 広島県行政機構図	48

1 議会の沿革

- 明治11年7月、太政官布告（郡区町村編成法、府県会規則、地方税法の3新法）に基づいて、県内を1区22郡に編成し、その都市の人口比率により、県会議員の定数を62名と定め、被選挙人は1か年地租10円以上、選挙人は同5円以上を納める者とし、翌12年2月各郡区役所で選挙会を開いた。当時本県の人口は男子621,000人、女子590,000人、計1,211,000人、選挙権を有する者51,000人、被選挙権を有する者18,000人であった。
- 本県最初の通常県会は、県令側において予算の編成が間に合わないため、遂に3月に開会されず（府県会規則には毎年一度3月に開くと規定していた。）明治12年4月20日に招集して各般の打ち合わせを行い、5月1日開会、6月13日閉会した。当時、県令提案の支出予算額は390,028円91銭1厘であったが、県会は「民力の厚薄を酌量して」348,733円86銭1厘と減額修正を行った。
- 創設当時の県会は、議員の出席、欠席について極めて厳格で、旅行、病氣、家事の都合等による欠席届が提出されると、調査委員会を設け、家族はもちろん、旅館等について徹底的に調べ、届書が事実と相違する場合には、厳重な処分が行われていた。
- 当時、議員の任期は4か年であったが、2年目ごとに抽せんによって半数改選が行われていたもので、顔ぶれは激しく変わった。この方法は、明治32年7月の府県制の改正まで20年間続いた。
- 明治32年7月改正の府県制により、同年9月施行の選挙以後、連帯会、市部会、郡部会の3部制となった。これは全国で7番目のものであったが、30余年後の昭和6年に廃止された。
- 明治41年8月、知事は県令をもって共同苗代設置規則を公布した。これは県下農民に水稻苗代に関する一切の作業を共同で行わせ、規則に反したものは拘置又は科料に処することとしたものである。県会は同年11月の通常県会において、「農民の公益に害あり」と内務大臣宛共同苗代反対の意見書を提出する発議案を議決した。知事は、「県会の権限をこえた不当の

議決」として取り消しを命じた。県会はこの取り消しに対し明治42年1月、行政訴訟を提起し、同年12月、知事に対し「共同苗代設置規則を廃止し、その代わり奨励方法を講じ円満に施行されたい。」との意見書を提出した。

知事はこれを受け入れ、規則の廃止を告示し、同時に共同苗代奨励金3,000円支出の件を提案、県会は満場一致で可決、さらに行政訴訟を取り下げ、約2年間の紛争は解決した。

- 広島旧物産陳列館（後に産業奨励館と改称）は明治36年、同40年、同41年の各通常県会で建設が建議され、ようやく明治43年の通常県会で3年継続事業として122,662円の支出予算が提案された。ところが、郡部議員の猛烈な反対にあい、知事は止むなく市部に物産陳列館を設置するとともに郡部に種牡牛2頭宛を配置することとして郡部議員を納得させ、原案を4か年継続、110,404円に修正し、永年の懸案を解決した。現在、原爆の惨禍をそのままに、原爆ドームとなっている。
- 大正5年、知事は県内産業振興のため、県会議員、有力実業家をもって産業調査会を設け、同6年8月、東北、関東、九州地方などの視察を実施した。後にこれは知事の県会操縦策であることが明らかになり、議員も自覚し県民大会を開いて知事排斥運動を起こした。
- 昭和6年には3部制が廃止され、広島市の定数12名が半減された。
- 昭和14年に選出された46名の議員は、第二次大戦の影響で改選が行われなかったので8年間務め、終戦を迎えた。
- 昭和20年8月6日、広島市に投下された原子爆弾のため、4名の議員が尊い犠牲となった。
- 昭和22年4月、地方自治法の制定により、戦後第1回の選挙は同年4月30日に行われ、戦前からの議員5名を含む58名の議員が選出されたが、その後定数に変遷があり、現在は64名である。
- 議事堂は明治12年の初県会后、広島市水主町の県庁舎の一部を使用、同43年に予算80,300円をもって同地内に議事堂が新築された。昭和20年8月、原爆により焼失し、被災後は市外府中町東洋工業株式会社の一部を使用、次いで市内霞町元陸軍兵器廠跡に新築移転し、さらに昭和31年4月、市の

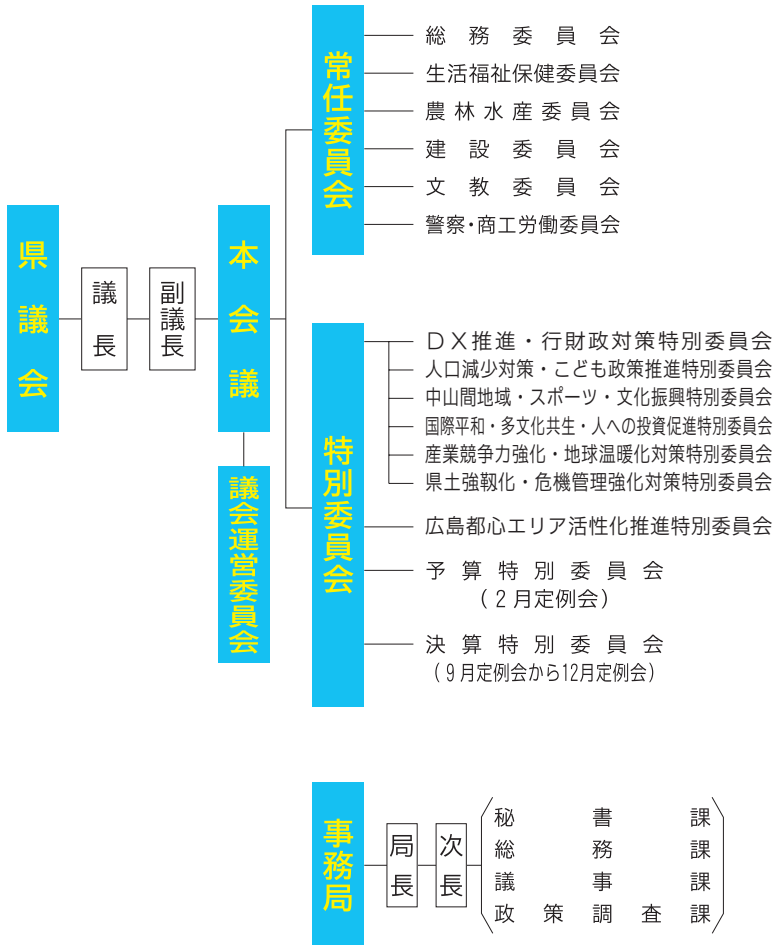
中心部である現在地に、県庁舎と合わせて9億7,000万円の経費と2年有
余の歳月を費やして現在の議事堂が新築された。

- 昭和45年9月完成した県庁舎北館（3か年継続事業、工事費約10億円）
に、全員委員会室を初め各委員会室が設置された。
- 令和2年11月、広島県庁舎本館等耐震改修及び維持保全工事により、議
事堂、県庁舎北館3階及び4階の一部が改修された。
- 議員定数の変遷

年 次	議員定数	摘 要
明治12年	62	明治21年市制、町村制施行 明治32年府県制実施、明治32年3部制施行 郡の統廃合 3部制廃止 戦争のため、昭和18年の選挙は行われなかった。 地方自治法施行
13～	61	
21～	77	
32～	50	
33～	51	
36～	52	
大正4～	53	
12～	51	
昭和6～	45	
10～	44	
14～	46	
22～	58	
26～	61	
34～	62	
42～	64	
50～	66	
54～	69	
平成7～	70	昭和58年4月執行県議会議員選挙定数は、減数条例により 69人となった（昭和55年国勢調査結果法定定数70人）。 昭和62年4月執行県議会議員選挙定数は、減数条例により 69人となった（昭和60年国勢調査結果法定定数71人）。 平成3年4月執行県議会議員選挙定数は、減数条例により 69人となった（平成2年国勢調査結果法定定数72人）。 平成7年4月執行県議会議員選挙定数は、減数条例により 70人となった（平成2年国勢調査結果法定定数72人）。 平成11年4月執行県議会議員選挙定数は、減数条例により 70人となった（平成7年国勢調査結果法定定数72人）。 平成15年4月執行県議会議員選挙定数は、議員定数条例に より70人となった（平成12年国勢調査結果法定上限数72人）。
19～	66	平成19年4月執行県議会議員選挙定数は、議員定数条例に より66人となった（平成17年国勢調査結果法定上限数72人）。
27～	64	平成27年4月執行県議会議員選挙定数は、議員定数条例に より64人となった（平成23年の地方自治法改正により、法 定上限数は廃止）。

2 議会の構成

(1) 県議会の組織



(2) 議長、副議長

議長 中本隆志

副議長 緒方直之

(3) 選挙区と議員定数

選挙区数 23

議員定数 64人



選挙区名及び定数

選挙区名	定数	選挙区名	定数	選挙区名	定数	選挙区名	定数
広島市中区	3	広島市安芸区	2	福山市	10	廿日市市	2
広島市東区	3	広島市佐伯区	3	府中市・神石郡	1	安芸高田市	1
広島市南区	3	呉市	5	三次市	1	江田島市	1
広島市西区	4	竹原市・豊田郡	1	庄原市	1	安芸郡	3
広島市安佐南区	5	三原市・世羅郡	3	大竹市	1	山県郡	1
広島市安佐北区	3	尾道市	3	東広島市	4	計	64

(4) 議員名簿

(令5. 7. 1現在)

選挙区	会派	氏名	選挙区	会派	氏名
広島市中区	自民議連 ひと公明	林蔵井本 大蔵謙一 上謙一郎	三原市郡 原羅	民主政連 自民議連	桑木良典 伊藤英治 八幡原圭
広島市東区	自民議連 民主政連	緒方直之 焔石顕忠 柿本司則	尾道市	民主政連 自民議連	金口徹 吉井清 岡野介也
広島市南区	自民議連 民主政連	中本隆志 中好治 窪泰久	福山市	自民議連 自民議連	宇田伸 岡宏 熊良一 好治啓
広島市西区	民主政連 自民議連	福知基弘 山木千崇 岡部千弘		自民議連 自民議連	三石の 的出昌 原直 豊直
	民主政連 公明議連	栗原俊二 鷹廣純 竹原哲 灰岡香奈 藤井敏子		民主政連 自民議連	稲村栄 上晃 葉二 村晃子
広島市安佐南区	公明議連 民主政連 自民議連 日本共産	栗原俊二 鷹廣純 竹原哲 灰岡香奈 藤井敏子		府中市・神石郡 三次市	自民議連 自民議連
広島市安佐北区	民主政連 広志会 自民議連	東渡辺保幸 山形典子 のぶ	庄原市 大竹市	自民議連 自民議連	小林秀矩 狭戸尾浩
広島市安芸区	自民議連 民主政連	榎山俊寛 上野宏治	東広島市	広志政連 民主政連 自民議連	井原博 西飛圭 惠須二 山守
広島市佐伯区	自民議連 民主政連	富永健康 宮崎三 瀧本則実	廿日市市	自民議連 自民議連	安井裕典 山下智之
呉市	広志政連 民主政連 自民議連	城戸常太 犬童英徳 坪川大彦 神田隆彦 相澤孝	安芸高田市 江田島市	自民議連 自民議連	玉重輝吉 沖井純
	自民議連 公明議連	森川家忠	安芸郡	自民議連 民主政連	伊藤真由美 高富永稔 やよい
竹原市・豊田郡	自民議連	森川家忠	山県郡	自民議連	本長糧太

(注) 自民議連=自由民主党広島県議会議員連盟 34人 自民会=自由民主党広島県議会議員会 1人
 民主政連=広島県議会民主政連 14人 ひとつ=無所属ひとつ 1人
 公明党=公明党広島県議会議員団 6人 ひろしま刷新=ひろしま、刷新。 1人
 広志会=自由民主党広島県議会広志会 4人 義友会=義友会 1人
 日本共産党=日本共産党広島県議会議員団 2人 現員64人(定数64人)

(5) 議員の構成

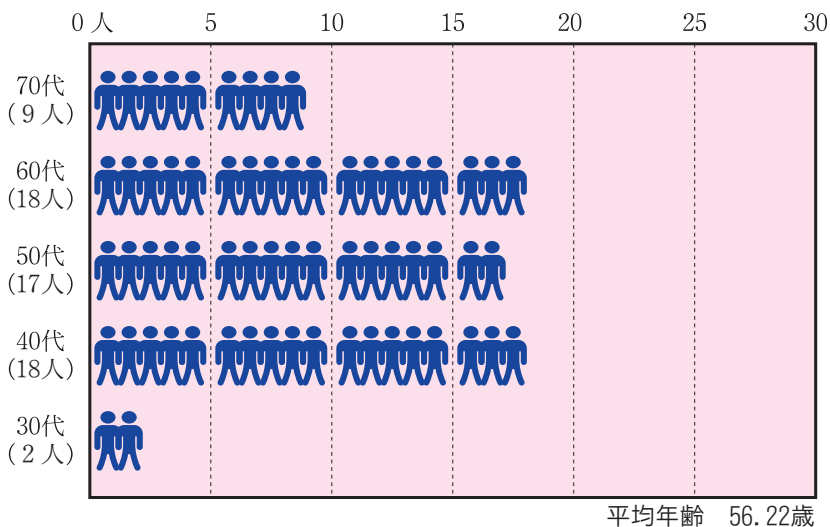
○ 会派別・期別

(令5.7.1現在)

会派別	期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	計
自由民主党広島県議会議員連盟		6	9	2	4	5	4	1	2			1		34
広島県議会民主県政会		1	3	3	1	3	1	1		1				14
公明党広島県議会議員団		3		1	1		1							6
自由民主党広島県議会広志会		1			1	1					1			4
日本共産党広島県議会議員団		2												2
自由民主党広島県議会議員会													1	1
無所属ひとわ			1											1
ひろしま、刷新。			1											1
義友会		1												1
計		14	14	6	7	9	6	2	2	1	1	1	1	64

○ 年齢別

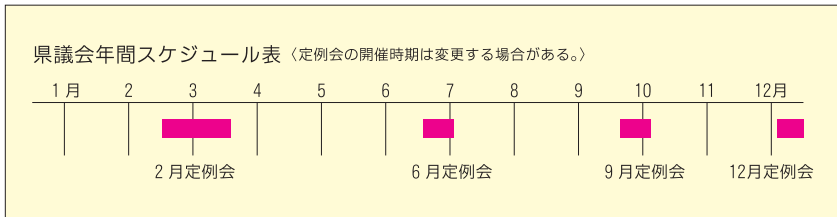
(令5.7.1現在)



3 議 会 の 運 営

(1) 定例会・臨時会及び会期

- 定例会は、条例で年4回招集することが定められており、毎年、おおむね2月、6月、9月、12月に招集されるのが例となっている。
- 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限り招集される。
- 会期は、毎会期の初めに議会の議決で決めることになっている。



(2) 本 会 議

○ 会議時間

会議時間は、午前10時から午後5時までと定められているが、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰り上げ又は延長することができる。

○ 審議の順序

審議は、通常次のとおり行われる。ただし、議会の議決により、その一部を省略することがある。

議案上程→提案理由説明→議案調査（休会）→質問（質疑）→委員会付託→委員会審査（休会）→委員長報告→討論→表決

○ 質問（質疑）

代表質問（各交渉会派1名）は、2月定例会及び9月定例会に行われ（9月定例会は令和5年度から）、一般質問は、毎定例会で行われている。

なお、一般質問においては、一括質問方式と一問一答方式の選択制としており、また、必要な場合に関連質問を許可する扱いとしている。

定例会における質問と質疑は区分していない。臨時会は、必要な場合、その事件に限り招集されるので、質疑のみ行うことができる。

発言は、原則として通告制をとっており、その順序は議長が決める。

○ 委員会への審査の付託

議案及び請願は、原則として所管の常任委員会に付託しているが、人事同意案件、決議案・意見書案・委員会条例等議員提出議案は、委員会への付託を省略している。

一般会計、特別会計、企業会計の当初予算については、予算特別委員会を設置して付託している。また、補正予算については、所管の常任委員会にそれぞれ分割付託している。(一般会計予算中一般財源は総務委員会に付託)

なお、一般会計、特別会計、企業会計決算の認定については、決算特別委員会を設置して付託している。

○ 委員会の審査報告

委員会が審査又は調査した事件は、委員長が審査の経過並びに結果について口頭又は文書をもって報告している。

○ 討 論

県政上重要な議案について討論の要求があるときは、議会運営委員会においてその許否を協議した上で行うこととしている。

○ 表 決

表決は、おおむね起立により採決されるが、全員異議がないと予想される案件については、簡易表決によっている。

また、議案に対する表決態度について、議会ホームページで公表している。

○ 本会議の開会状況

会 議 別	会 期	本 会 議 開 会 日 数	議 決 件 数	延 出 席 議 員 数	出 席 率 %
令和4年 9月定例会	自 9月15日 至 9月30日 16日間	6	31 (3)	345	99.1
” 12月定例会	自 12月7日 至 12月19日 13日間	5	50 (3)	275	94.8
令和5年 2月定例会	自 2月7日 至 3月7日 29日間	8	82 (4)	456	98.3
” 5月臨時会	自 5月9日 至 5月10日 2日間	2	3	128	100
” 6月定例会	自 6月23日 至 7月4日 12日間	4	23 (5)	256	100

(注) 議決件数のうち () 内は、決議・意見書の内書である。

(3) 議会運営委員会

委員名簿

(令5. 5. 9選任)

委 員 長	副 委 員 長	委 員
森 川 家 忠	的 場 豊	狭戸尾 浩 伊藤英治 玉重輝吉 尾熊良一 稲葉 潔 灰岡香奈 三好良治 坪川竜大 出原昌直 柿本忠則

議会の運営、会議規則、委員会条例等並びに議長の諮問に関する事項を調査し、議案、陳情等を審査する機関として、地方自治法に基づき、委員会条例により議会運営委員会を設置している。



議 会 運 営 委 員 会 室

- 構 成
委員定数は12人とし、所属議員数5人以上の会派を代表する委員をもって組織している。
- 任 期
委員の任期は1年としているが、再任は妨げない。
- 閉会中における議会運営委員会調査事件（令和5年5月10日議決）
 - 1 議会運営に関する調査の件
 - 2 次期議会の会期日程等に関する件
 - 3 議会の会議規則、委員会条例等に関する調査の件

(4) 委員会

○ 開 会

議会の会期中は、本会議中を除き、随時開会されるが、閉会中の継続審査案件等の審査や調査を行う常任委員会は毎月1回、特別委員会は付託事件に係る諸情勢並びに国等の動向を勘案の上、必要に応じて開会している。

○ 審査案件

一般会計、特別会計、企業会計の当初予算及び決算を除く議案、請願は、原則として所管別に関係常任委員会が付託を受けて審査している。

常任委員会

常任委員会委員名簿

(令5. 5. 10選任)

委員会名	委員長	副委員長	委員		
総務委員会 11人	西本 博之	本長 糧太	中本 隆志 東 保幸 緒方 直之	森川 家忠 出原 昌直 神田 隆彦	井上謙一郎 上野 寛治 砂原 崇弘
生活福祉保健委員会 11人	柿本 忠則	伊藤 英治	宇田 伸 中原 好治 山下 智之	窪田 泰久 鷹廣 純 蔵本 健	竹原 哲 岡部 千鶴 岡野 齊也
農林水産委員会 10人	恵飛須圭二	高田 稔	檜山 俊宏 安井 裕典 小林 秀矩	井原 修 桑木 良典 狭戸尾 浩	尾熊 良一 八幡原 圭
建設委員会 11人	三好 良治	坪川 竜大	犬童 英徳 下森 宏昭 伊藤真由美	渡辺 典子 的場 豊 灰岡 香奈	山下 守 河村 晃子 相澤 孝
文教委員会 10人	山木 茂	稲葉 潔	富永 健三 栗原 俊二 沖井 純	吉井 清介 福知 基弘 藤井 敏子	富永やよい 山形しのぶ
警察・商工労働委員会 11人	玉重 輝吉	宮崎 康則	城戸 常太 松岡 宏道 金口 巖	瀧本 実 石津 正啓 畑石 顕司	林 大蔵 村上 栄二 加納 孝彦

○ 閉会中における各常任委員会調査事件（令和5年5月10日議決）

総務委員会

- 1 県政の総合的振興対策調査の件
- 2 県勢の活性化対策及び地域振興対策調査の件
- 3 組織及び財政の管理運営状況調査の件
- 4 地方交通対策及び情報化対策調査の件
- 5 広報・広聴及び国際化対策調査の件
- 6 スポーツ振興対策調査の件

生活福祉保健委員会

- 1 総合的な危機管理対策調査の件
- 2 県民生活及び芸術文化振興対策調査の件
- 3 生活環境及び自然環境保全対策調査の件
- 4 社会福祉及び保健医療対策調査の件
- 5 病院事業の経営状況調査の件

農林水産委員会

- 1 農林水産業の生産基盤整備対策調査の件
- 2 農林水産物の生産及び流通対策調査の件
- 3 農林水産業の担い手育成対策調査の件
- 4 農山漁村地域の生活環境基盤整備対策調査の件
- 5 森林保全及び森林資源活用対策調査の件

建設委員会

- 1 土木公共施設の整備及び維持管理状況調査の件
- 2 都市計画及び都市基盤整備対策調査の件
- 3 住宅対策及び建築行政調査の件
- 4 空港・港湾振興対策調査の件
- 5 流域下水道事業の経営及び上下水道事業の広域連携の推進状況調査の件

文教委員会

- 1 学校教育振興対策調査の件
- 2 生涯学習振興対策調査の件
- 3 文化財の保護対策調査の件
- 4 学校体育振興対策調査の件
- 5 私立学校振興対策調査の件

警察・商工労働委員会

- 1 交通指導取締り及び交通安全施設整備対策調査の件
- 2 青少年の非行防止及び各種犯罪の取締り対策調査の件
- 3 産業の振興及び企業誘致対策調査の件
- 4 土地造成事業の経営状況調査の件
- 5 観光振興対策調査の件
- 6 人材確保及び雇用労働対策調査の件

特別委員会

特別委員会委員名簿

(令5. 7. 4 設置、選任)

委員会名	委員長	副委員長	委員
D X 推 進 ・ 行 財 政 対 策 会 特 別 委 員 会 11人	畑石 顕司	石津 正啓	松岡 宏道 出原 昌直 河村 晃子 中原 好治 高田 稔 岡野 斉也 渡辺 典子 玉重 輝吉 砂原 崇弘
人口減少対策・ こども政策推進 特 別 委 員 会 10人	瀧本 実	灰岡 香奈	宇田 伸 吉井 清介 相澤 孝 犬童 英徳 村上 栄二 八幡原 圭 井原 修 山形しのぶ
中山間地域・ スポーツ・文化振興 特 別 委 員 会 10人	竹原 哲	山木 茂	城戸 常太 沖井 純 藤井 敏子 富永 健三 桑木 良典 神田 隆彦 栗原 俊二 柿本 忠則
国際平和・多文化共 生・人への投資促進 特 別 委 員 会 10人	林 大蔵	坪川 竜大	金口 巖 宮崎 康則 恵飛須圭二 森川 家忠 西本 博之 岡部 千鶴 狭戸尾 浩 鷹廣 純
産業競争力強化・ 地球温暖化対策 特 別 委 員 会 10人	伊藤 英治	福知 基弘	安井 裕典 三好 良治 加納 孝彦 小林 秀矩 稲葉 潔 井上謙一郎 山下 智之 蔵本 健
県土強靱化・ 危機管理強化対策 特 別 委 員 会 11人	的場 豊	本長 糧太	檜山 俊宏 窪田 泰久 山下 守 東 保幸 尾熊 良一 富永やよい 下森 宏昭 伊藤真由美 上野 寛治

広島都心エリア活性化推進特別委員会委員名簿 (令5. 7. 4 設置、選任)

委員会名	委員長	副委員長	委員
広島都心エリア 活 性 化 推 進 会 特 別 委 員 会 12人	窪田 泰久	鷹廣 純	安井 裕典 林 大蔵 山形しのぶ 瀧本 実 坪川 竜大 上野 寛治 渡辺 典子 灰岡 香奈 出原 昌直 井上謙一郎

○ 特別委員会調査事件（令和5年7月4日議決）

DX推進・行財政対策特別委員会

- 1 デジタルトランスフォーメーションの推進に関する調査の件
- 2 戦略的な施策マネジメント及び持続可能な行財政運営の確立、内部統制の推進に関する調査の件

人口減少対策・こども政策推進特別委員会

- 1 人口減少抑制のための社会減対策及び少子化対策の総合的な推進、魅力ある都市の形成に関する調査の件
- 2 全てのこどもと子育て家庭が安心して暮らし、子育てができる社会に向けたこども政策の総合的な推進に関する調査の件

中山間地域・スポーツ・文化振興特別委員会

- 1 個性豊かで多様な特性を生かした中山間地域の実現及び持続可能な生活交通体系の構築に関する調査の件
- 2 スポーツ・文化の振興を通じた県内外での交流の促進に関する調査の件

国際平和・多文化共生・人への投資促進特別委員会

- 1 平和な国際社会の実現及び外国人材と共生できる環境の整備に関する調査の件
- 2 キャリア教育・職業教育等の推進及びリスキリングなど人への投資の強化に関する調査の件

産業競争力強化・地球温暖化対策特別委員会

- 1 広島を強みを生かした本県産業の競争力強化、地場産業の活性化及び環境変化に強い観光産業の確立に関する調査の件
- 2 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進及び環境・エネルギー分野における新ビジネスの創出に関する調査の件

県土強靱化・危機管理強化対策特別委員会

- 1 防災・減災、県土強靱化の推進に関する調査の件
- 2 自然災害・新興感染症等の危機管理体制の強化に関する調査の件

広島都心エリア活性化推進特別委員会

- 1 紙屋町・八丁堀周辺地区の高次都市機能の強化に関する調査の件
- 2 基町エリアのまちづくりに関する調査の件

このほか、2月定例会中に予算特別委員会を、9月定例会から12月定例会まで決算特別委員会を設置している。

○ 視察・調査

常任委員会は、毎年、県内調査2回以内、県外調査1回を実施している。また、特別委員会は、必要に応じ、年1回、現地調査を実施することとしている。

○ 参 考 人

議会は、県の事務に関する調査又は審査のため必要があるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。本県においては、予算特別委員会及び各特別委員会等に、学識経験者を初めとした参考人を招いて意見を聴取し、委員会審査の参考としている。令和4年度は、3人の参考人を招致している。

○ そ の 他

提出議案の説明聴取のため、定例会の議案調査日に全員委員会を開いているほか、必要に応じて常任委員会及び特別委員会の正副委員長会議を開いている。



全 員 委 員 会 室

(5) 請願・陳情の処理

○ 請 願

議会への請願は、議員の紹介により提出される。受理された請願は、請願文書表により所管の常任委員会等へ付託され、委員会の審査を経て、その結果報告に基づき、本会議で表決が行われる。その結果、採択された請願は、知事その他関係行政委員会に送付される。送付された請願については、請願の処理の経過及び結果の報告に関する条例に基づき、毎年3月及び9月に処理の経過及び結果が議会に報告される。

なお、請願者が委員会での意見陳述を希望し、委員会において認められた場合には、委員会における請願者の意見陳述を実施することとしている。

定例会別請願審査状況

区分 委員会名	令和4年9月 定例会		令和4年12月 定例会		令和5年2月 定例会		令和5年6月 定例会		計
	採択	不採択	採択	不採択	採択	不採択	採択	不採択	
総務									
生活福祉保健		1				1			2
農林水産									
建設									
文教				3					3
警察・商工労働									

○ 陳 情

受理された陳情は、陳情送付表により関係委員会へ送付する。

陳情受理件数

令4.9～令5.6月定例会

総務	生活福祉保	農林水産	建設	文教	警察・商工労働	議会運営	合計
55件	62件	23件	50件	31件	34件	1件	256件

(6) 議会の傍聴

○ 本 会 議

本会議は、秘密会を除き、傍聴券の交付を受けて傍聴することができる。傍聴券の種類及び交付の方法は、次のとおりである。

「議員紹介傍聴券」……会議の当日、あらかじめ議員を通じて交付される。

「一般傍聴券」……会議の当日、午前9時から議事堂1階受付において先着順に交付される。

聴覚に障害のある傍聴者には手話通訳者を手配することができる。

傍聴は議場内後方の傍聴席で行うほか、乳幼児や児童を同伴された傍聴者が本会議の様子を傍聴できるように、議場傍聴席の後方に親子傍聴室を設置している。

○ 委 員 会

委員会の審査状況は、議事堂1階会議室（モニター室）に設置しているモニターテレビにより、常任委員会及び特別委員会を視聴することができる。



親子傍聴室



モニター室

(7) 議会のインターネット中継

県民に対する政策決定過程の公開や県議会に対する理解と関心をより一層高めるため、本会議等のインターネット中継を実施している。

《アドレス》 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gikai/chukei.html>

(1) 本会議

すべての本会議を中継

(2) 委員会

常任委員会、特別委員会、予算特別委員会、決算特別委員会を中継

4 議員の報酬等

(1) 報酬及び期末手当

○ 報酬（平成12年12月21日改定）

議長 1,113,000円

副議長 964,000円

議員 901,000円

○ 期末手当

3月1日、6月1日及び12月1日（期末手当基準日）現在の在職者に対し、報酬月額額の100分の145に支給率を乗じた金額を支給する。

(2) 費用弁償

議員が職務のため旅行した場合は、次表により費用弁償を支給する。

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費	宿泊料（一夜につき）		食卓料 （一夜につき）
	甲地方	乙地方	
旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、船賃の旅客運賃の等級に三階級の区分がある場合にあっては、上級の旅客運賃の額。	円 14,800	円 13,300	円 3,000

また、議員が招集に応じ、又は委員会等に出席した場合には、次のとおり費用弁償を支給する。

- ・ 自宅から議事堂までの交通費実費
- ・ 公務諸費 3,000円（1日につき）

(3) 政務活動費

議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、広島県政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第25号）に基づき、次のとおり政務活動費を交付している。

交付対象 会派に対して支給する。

支給額 月額35万円×会派の所属議員数

支給時期 四半期ごとに支給する。

（4月、7月、10月、1月）

5 歴代正副議長一覧表

(1) 議長

代	任 期	氏 名	選 挙 区
初	明治12. 5 - 13. 7	石 井 英太郎	深 津 郡
2	明治13. 7 - 13. 11	藤 井 和七郎	広 島 市
3	明治13. 11 - 14. 6	藤 井 和七郎	広 島 市
4	明治14. 6 - 15. 9	前 田 篤之助	沼 田 郡
5	明治15. 9 - 17. 4	脇 栄太郎	賀 茂 郡
6	明治17. 4 - 18. 12	脇 栄太郎	賀 茂 郡
7	明治18. 12 - 21. 2	脇 栄太郎	賀 茂 郡
8	明治21. 2 - 23. 5	脇 栄太郎	賀 茂 郡
9	明治23. 5 - 23. 10	脇 栄太郎	賀 茂 郡
10	明治23. 10 - 25. 2	長 井 松太郎	御 調 郡
11	明治25. 2 - 25. 4	穂 山 忠 夫	豊 田 郡
12	明治25. 4 - 27. 4	脇 栄太郎	賀 茂 郡
13	明治27. 4 - 29. 4	山 内 吉郎兵衛	恵 蘇 郡
14	明治29. 4 - 31. 4	脇 栄太郎	賀 茂 郡
15	明治31. 4 - 31. 11	山 内 吉郎兵衛	恵 蘇 郡
16	明治31. 11 - 32. 10	米 田 武八郎	三 谿 郡
17	明治32. 10 - 35. 8	松 井 将 壮	世 羅 郡
18	明治35. 12 - 36. 3	高 木 龍 蔵	尾 道 市
19	明治36. 10 - 40. 9	国 頭 第三郎	芦 品 郡
20	明治40. 10 - 41. 5	森 田 俊佐久	高 田 郡
21	明治41. 11 - 44. 9	宮 原 幸三郎	呉 市
22	明治44. 10 - 大正4. 9	真 藤 齐	安 芸 郡
23	大正4. 10 - 8. 9	河 本 柏 人	山 県 郡
24	大正8. 10 - 12. 9	井 上 利 八	沼 隈 郡
25	大正12. 10 - 昭和2. 9	望 月 乙 也	豊 田 郡
26	昭和2. 12 - 6. 9	望 月 乙 也	豊 田 郡
27	昭和6. 10 - 10. 6	加 藤 俊 夫	広 島 市
28	昭和10. 7 - 10. 9	大 原 博 夫	豊 田 郡
29	昭和10. 10 - 13. 3	望 月 乙 也	豊 田 郡
30	昭和13. 3 - 14. 9	大 原 博 夫	豊 田 郡
31	昭和14. 11 - 16. 12	加 藤 俊 夫	広 島 市
32	昭和16. 12 - 20. 2	望 月 乙 也	豊 田 郡
33	昭和20. 2 - 20. 7	望 月 乙 也	豊 田 郡

代	任	期	氏	名	選	挙	区
34	昭和20.	12- 21. 10	天	野彦三	尾	道	市
35	昭和21.	11- 22. 4	小	谷傳一	双	三	郡
36	昭和22.	5 - 23. 5	小	谷傳一	双	三	郡
37	昭和23.	5 - 26. 4	小	谷傳一	双	三	郡
38	昭和26.	5 - 28. 3	檜	山袖四郎	安	芸	郡
39	昭和28.	3 - 30. 4	檜	山袖四郎	安	芸	郡
40	昭和30.	6 - 33. 3	林	興一郎	広	島	市
41	昭和33.	3 - 34. 4	山	中直彦	呉		市
42	昭和34.	5 - 36. 3	平	塩五男	佐	伯	郡
43	昭和36.	3 - 37. 4	中津井	真	大	竹	市
44	昭和37.	4 - 38. 4	真	田亀一	高	田	郡
45	昭和38.	5 - 42. 4	檜	山袖四郎	安	芸	郡
46	昭和42.	5 - 46. 4	檜	山袖四郎	安	芸	郡
47	昭和46.	5 - 50. 4	西	田修一	庄	原	市
48	昭和50.	5 - 53. 9	西	田修一	庄	原	市
49	昭和53.	9 - 54. 4	児	玉秀一	広	島	市
50	昭和54.	5 - 55. 7	児	玉秀一	広	島	市
51	昭和55.	7 - 57. 6	大	山広司	豊	田	郡
52	昭和57.	6 - 58. 4	木	曾初行	御	調	郡
53	昭和58.	5 - 59. 3	吉	川清士	福山市・沼隈郡		
54	昭和59.	5 - 62. 4	木	山徳郎	比	婆	郡
55	昭和62.	5 - 63. 7	安	井耕造	佐	伯	郡
56	昭和63.	7 - 平成元. 12	末	田隆	豊	田	郡
57	平成元.	12- 3. 4	奥	原信也	呉		市
58	平成3.	5 - 7. 4	檜	山俊宏	広島市安芸区		
59	平成7.	5 - 11. 4	檜	山俊宏	広島市安芸区		
60	平成11.	5 - 15. 4	檜	山俊宏	広島市安芸区		
61	平成15.	5 - 19. 4	新	田篤実	広島市中区		
62	平成19.	5 - 23. 4	林	正夫	広島市中区		
63	平成23.	5 - 27. 4	林	正夫	広島市中区		
64	平成27.	5 - 28. 6	平	田修己	三原市・世羅郡		
65	平成28.	6 - 29. 12	宇	田伸	福山市		
66	平成29.	12- 31. 4	山	木靖雄	広島市西区		
67	令和元.	5 - 5. 4	中	本隆志	広島市南区		
68	令和5.	5 - 現在	中	本隆志	広島市南区		

(2) 副議長

代	任 期	氏 名	選 挙 区
初	明治12. 5 - 13. 7	藤 井 和七郎	広 島 市
2	明治13. 7 - 13. 11	長 井 勝	御 調 郡
3	明治13. 11 - 14. 2	長 井 勝	御 調 郡
4	明治14. 2 - 14. 5	土 井 善右衛門	佐 伯 郡
5	明治14. 5 - 14. 6	前 田 篤之助	沼 田 郡
6	明治14. 6 - 15. 9	山 内 吉郎兵衛	恵 蘇 郡
7	明治15. 9 - 17. 4	長 井 松太郎	御 調 郡
8	明治17. 4 - 18. 12	前 田 篤之助	沼 田 郡
9	明治18. 12 - 18. 12	麦 田 宰三郎	芦 品 郡
10	明治18. 12 - 21. 2	津 川 右 弓	深 津 郡
11	明治21. 2 - 23. 5	渡 辺 又三郎	広 島 市
12	明治23. 5 - 23. 10	渡 辺 又三郎	広 島 市
13	明治23. 10 - 25. 2	黒 川 修 三	賀 茂 郡
14	明治25. 2 - 25. 4	奥 本 数奇男	広 島 市
15	明治25. 4 - 27. 4	奥 本 数奇男	広 島 市
16	明治27. 4 - 29. 4	奥 本 数奇男	広 島 市
17	明治29. 4 - 31. 4	麦 田 宰三郎	芦 品 郡
18	明治31. 4 - 32. 10	森 川 脩 蔵	広 島 市
19	明治32. 10 - 36. 9	高 野 一 步	広 島 市
20	明治36. 10 - 37. 3	早 速 整 爾	広 島 市
21	明治37. 11 - 40. 9	横 山 金太郎	広 島 市
22	明治40. 10 - 41. 5	横 山 金太郎	広 島 市
23	明治41. 11 - 44. 9	不 破 熊 男	広 島 市
24	明治44. 10 - 大正 4. 9	武 田 吉右衛門	広 島 市
25	大正 4. 10 - 8. 9	藤 田 若 水	広 島 市
26	大正 8. 10 - 12. 9	内 田 哲 郎	広 島 市
27	大正12. 10 - 14. 12	森 田 福 市	広 島 市
28	大正14. 12 - 昭和 2. 9	加 藤 俊 夫	広 島 市
29	昭和 2. 12 - 6. 3	加 藤 俊 夫	広 島 市
30	昭和 6. 10 - 7. 11	吉 原 源 一 郎	御 調 郡
31	昭和 7. 11 - 9. 11	中 山 幾 太 郎	尾 道 市
32	昭和 9. 11 - 10. 7	大 原 博 夫	豊 田 郡
33	昭和10. 10 - 11. 12	大 原 博 夫	豊 田 郡
34	昭和11. 12 - 13. 3	長 谷 川 惣 市	芦 品 郡

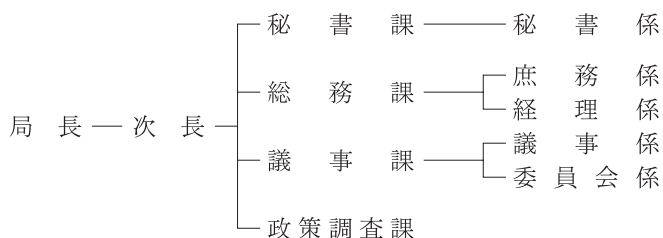
代	任	期	氏	名	選	挙	区
35	昭和13.	3 - 14. 9	中	本又市	双	三	郡
36	昭和14.	11 - 15. 11	大	元重太郎	芦	品	郡
37	昭和15.	11 - 16. 12	山	本久雄	広	島	市
38	昭和16.	12 - 17. 12	重	山四良一	甲	奴	郡
39	昭和17.	12 - 20. 2	大	本徳市	沼	隈	郡
40	昭和20.	2 - 20. 12	天	野彦三	尾	道	市
41	昭和20.	12 - 21. 11	原	熊太郎	呉		市
42	昭和21.	11 - 22. 4	仁	田竹一	佐	伯	郡
43	昭和22.	5 - 23. 10	仁	田竹一	佐	伯	郡
44	昭和23.	11 - 26. 4	檜	山袖四郎	安	芸	郡
45	昭和26.	5 - 28. 6	山	中直彦	呉		市
46	昭和28.	6 - 30. 4	山	中直彦	呉		市
47	昭和30.	6 - 31. 1	野	上民三郎	比	婆	郡
48	昭和31.	3 - 33. 3	真	田亀一	高	田	郡
49	昭和33.	3 - 34. 4	松	島 綏	広	島	市
50	昭和34.	5 - 36. 7	宮	本新一	山	県	郡
51	昭和36.	7 - 37. 4	大	西八郎	安	佐	郡
52	昭和37.	4 - 38. 4	西	田修一	庄	原	市
53	昭和38.	5 - 39. 6	児	玉秀一	広	島	市
54	昭和39.	6 - 40. 7	橘	高四郎	府	中	市
55	昭和40.	7 - 41. 7	重	政卓郎	深	安	郡
56	昭和41.	7 - 42. 4	賀	谷 侑	呉		市
57	昭和42.	5 - 43. 6	山	本義夫人	佐	伯	郡
58	昭和43.	6 - 44. 6	松	浦数人	安	芸	郡
59	昭和44.	6 - 45. 6	熊	野逸馬	三	原	市
60	昭和45.	6 - 46. 4	大	山広司	豊	田	郡
61	昭和46.	5 - 47. 6	岩	崎讓亮	高	田	郡
62	昭和47.	6 - 48. 5	中	川 弘	福山市・沼隈郡		
63	昭和48.	6 - 49. 6	平	川昌三	三	次	市
64	昭和49.	6 - 50. 4	中	島喜三	賀	茂	郡
65	昭和50.	5 - 51. 6	佐	藤進	広	島	市
66	昭和51.	6 - 52. 6	内	田弘三	芦	品	郡
67	昭和52.	6 - 53. 9	平	岡博	双	三	郡
68	昭和53.	9 - 54. 4	梶	本光義	呉		市
69	昭和54.	5 - 55. 7	清	永 昇	大	竹	市

代	任 期	氏 名	選 挙 区
70	昭和55. 7 - 56. 10	吉 川 清 士	福山市・沼隈郡
71	昭和56. 10 - 57. 6	原 田 睦 民	広 島 市
72	昭和57. 6 - 58. 4	木 山 千 之	高 田 郡
73	昭和58. 5 - 59. 6	土 井 一 郎	広島市安佐南区
74	昭和59. 6 - 60. 7	熊 谷 忠	深 安 郡
75	昭和60. 7 - 61. 6	崎 本 正 三	呉 市
76	昭和61. 6 - 62. 4	安 井 耕 造	佐 伯 郡
77	昭和62. 5 - 63. 7	中 本 金太郎	呉 市
78	昭和63. 7 - 平成元. 7	松 井 幹	佐 伯 郡
79	平成元. 7 - 2. 7	戸 田 一 郎	福山市・沼隈郡
80	平成2. 7 - 3. 4	新 田 篤 実	広島市中区
81	平成3. 5 - 4. 6	上 迫 邦 彦	広島市南区
82	平成4. 6 - 5. 7	山 田 利 明	安 芸 郡
83	平成5. 7 - 6. 7	河 野 省 三	賀 茂 郡
84	平成6. 7 - 7. 4	砂 原 克 行	広島市西区
85	平成7. 5 - 8. 7	平 田 晃	東広島市
86	平成8. 7 - 9. 7	窪 田 泰 三	広島市南区
87	平成9. 7 - 10. 6	滝 口 次 郎	神石郡・甲奴郡
88	平成10. 6 - 11. 4	平 田 修 己	三 原 市
89	平成11. 5 - 12. 7	間 所 了	広島市東区
90	平成12. 7 - 13. 7	林 正 夫	広島市中区
91	平成13. 7 - 14. 7	神 川 正 紀	広島市西区
92	平成14. 7 - 15. 4	小 島 敏 文	世 羅 郡
93	平成15. 5 - 16. 10	渡 壁 正 徳	福山市・沼隈郡
94	平成16. 10 - 17. 10	宇 田 伸	福山市・沼隈郡
95	平成17. 10 - 18. 10	平 浩 介	芦 品 郡
96	平成18. 10 - 19. 4	多 賀 五 朗	呉 市
97	平成19. 5 - 20. 7	蒲 原 敏 博	広島市東区
98	平成20. 7 - 21. 6	山 木 靖 雄	広島市西区
99	平成21. 6 - 22. 6	大曾根 哲 夫	広島市安芸区
100	平成22. 6 - 23. 4	山 崎 正 博	広島市安佐北区
101	平成23. 5 - 24. 7	芝 清	東広島市
102	平成24. 7 - 25. 7	中 本 隆 志	広島市南区
103	平成25. 7 - 26. 6	石 橋 良 三	広島市安佐南区
104	平成26. 6 - 27. 4	富 永 健 三	広島市佐伯区

代	任 期	氏 名	選 挙 区
105	平成27. 5 - 28. 6	佐々木 弘 司	広島市安佐南区
106	平成28. 6 - 29. 6	高 山 博 州	尾 道 市
107	平成29. 6 - 30. 7	松 岡 宏 道	福 山 市
108	平成30. 7 - 31. 4	宮 政 利	呉 市
109	令和元. 5 - 令和 2. 2	児 玉 浩	安芸高田市
110	令和 2. 2 - 3. 3	安 井 裕 典	廿日市市
111	令和 3. 3 - 4. 3	小 林 秀 矩	庄 原 市
112	令和 4. 3 - 5. 4	中 原 好 治	広島市南区
113	令和 5. 5 - 現在	緒 方 直 之	広島市東区

6 議 会 事 務 局

(1) 機 構



(2) 職 員 数

(令和5.4.1現在)

区 分	局 長	次 長	秘書課	総務課	議事課	政策調査課	合 計
局 長	1						1
次 長		1					1
課 長			1	1	1	1	4
課 長 代 理				1	1		2
企 画 法 制 監						1	1
政 務 調 査 員						6	6
係 長			1	2	2		5
主 査					1	3	4
主 任				4	2		6
主 事			3	4	3	1	11
計	1	1	5	12	10	12	41
会 計 年 度 任 用 職 員 等				16	1	3	20
合 計	1	1	5	28	11	15	61

(3) 政務調査員

政務調査員は、議会、委員会又は議員が、その職務に関して判断し、意思決定する上で必要な直接、間接の資料を、収集、作成、提供する等の調査事務を担当している。(昭和35年4月専任調査員を設置、平成12年4月政務調査員に職名変更)

各委員会には政務調査員1名(予算・決算特別委員会は複数名)を配属している。

(4) 委員会担当書記

各委員会に書記2～4名を配属し、書記は、委員会の事項に限り議事課兼務としている。

(5) 図書室

○ 設 備

面 積	457.57m ²	}	図書室	87.63m ²
書 架	48個		書 庫	369.94m ²
雑 誌 架	17個			
展 示 台	1個			
新 聞 掛	2個			
保 管 庫	5個			
カード・ケース	10個			
ビデオ内蔵テレビ	1台			

○ 蔵 書 (令5. 4. 1現在)

図 書

分類別	総 記	哲 学	歴 史	社 会 科 学	自 然 科 学	工 学	産 業	芸 術	語 学	文 学	計
冊 数	1,731	445	1,846	8,669	371	809	1,358	193	381	39	15,842

資 料

発行機関	政府関係	都道府県	県(庁)内	その他	計
資料数(冊)	9,368	2,786	8,934	9,967	31,055

ビデオソフト

分類別	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計
本数			17	18	2	14	5	9	1		66

○ 図書及びその他の資料

図 書

昭和45年から日本十進分類法により整理・保管し、書架は開架式として自由に閲覧できるようにしている。

資 料

資料は政府各省庁、都道府県、県(庁)内、その他に区分し、整理・保管している。

逐次刊行物

官公庁、各種団体の刊行物及び一般雑誌類を備え付けている。

新 聞

新聞は中央紙5紙、地方紙2紙を備え付けている。

○ 利用状況

広島県議会図書室管理運営要綱により議員の閲覧、視聴又は貸出しに供し、議員の調査研究に支障がないと認められるときは、議員以外の者にも閲覧・視聴を認めている。

令和4年度中の利用状況は次のとおりである。

区 分	議員	事務局職員	県庁職員	その他	合 計
閱 覧	23 人	662 人	3 人	1 人	689 人
貸 出	8	14	1		23

(6) 各種刊行物

各種刊行物を次のとおり発行している。また、一部の資料は各閲覧場所において、広く県民の閲覧に供している。

名 称	内 容	発行回数	発行部数	閲 覧 場 所
定例会会議録	本会議の質疑・答弁等	年4回	2	議会情報コーナー ※広島県議会ホームページ「議事録の閲覧と検索」
県議会のしおり	議会のしくみ、議員の紹介等	年1回	3,300	議会情報コーナー、県庁行政情報コーナー、文書館、県立図書館、県総務事務所等、市区町役場、市町立図書館
広島県議会の概要	議会の構成等	〃	440	議会情報コーナー、県庁行政情報コーナー、文書館、県立大学、県立図書館、県総務事務所等、市区町役場、市町立図書館
議 会 手 帳	本冊(カレンダー、資料編)	〃	350	
	別冊(名簿編)	年2回	1,200	
指標でみる 広島県勢	主要な指標で見た広島県の全国順位	年1回	300	議会情報コーナー、県庁行政情報コーナー
広島県議会提要	・議会運営 ・議会の権限 ・議員の身分に関する諸規定	4年に1回	400	議会情報コーナー、県庁行政情報コーナー
みんなの県議会	議会のしくみ等(小中学生向け)	随時	500	
臨時会会議録	本会議の質疑・答弁等	〃	2	※定例会会議録に同じ

県議会史

第 1 卷 (明治元年～22年)	昭和34年刊行
第 2 卷 (明治23年～44年)	昭和35年 "
第 3 卷 (大正元年～14年)	昭和37年 "
第 4 卷 (昭和元年～16年)	昭和38年 "
第 5 卷 (昭和17年～25年)	昭和39年 "
第 6 卷 (昭和26年～35年)	昭和40年 "
索引 (第1巻～第6巻)	昭和42年 "
続編第1巻 (昭和36年～41年)	昭和55年 "
続編第2巻 (昭和42年～46年)	昭和57年 "
続編第3巻 (昭和46年～50年)	昭和58年 "
続編第4巻 (昭和50年度～53年度)	平成10年 "
続編第5巻 (昭和54年度～57年度)	平成12年 "
続編第6巻 (昭和58年度～61年度)	平成14年 "
続編第7巻 (昭和62年度～平成2年度)	平成16年 "
続編第8巻 (平成3年度～6年度)	平成18年 "

7 議 事 堂



(1) 議事堂の概要

昭和20年8月、原爆により水主町の旧議事堂は焼失し、爾来仮議事堂を移転すること三度、昭和31年4月、市の中心部である現在地に県庁舎と合わせて9億7,000万円の経費と、2年有余の歳月を費やして現在の議事堂を新築した。

また、昭和45年9月に県庁舎北館が完成し、2階に議員控室、3階に各委員会室が設置された。

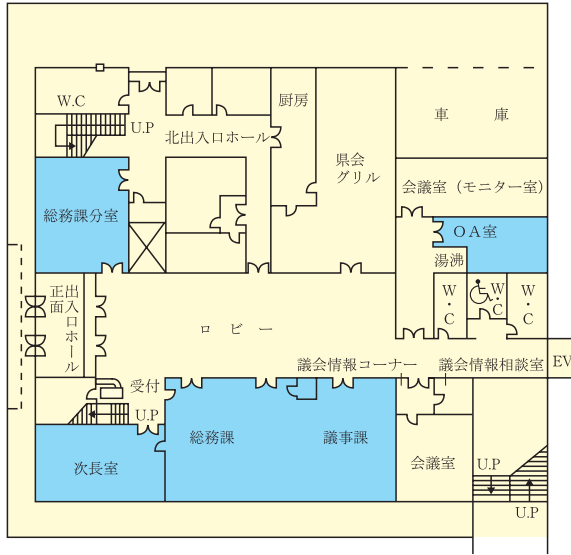
その後、昭和63年2月に県庁舎北館3階に議員控室、4階に各委員会室の一部が移設された。

令和2年11月に議事堂、県庁舎北館3階及び4階の一部が耐震改修された。

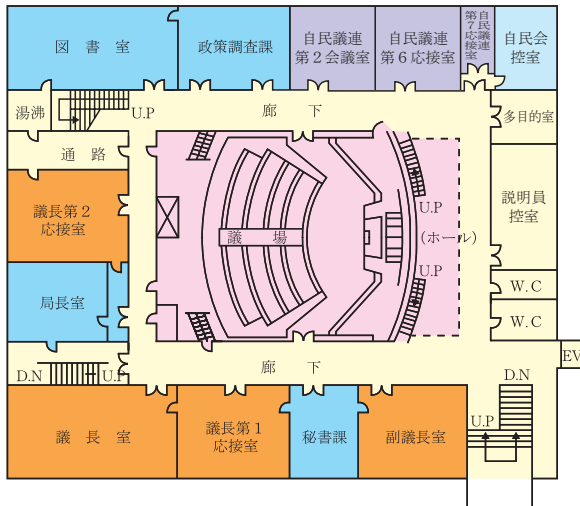
延 面 積	6,271.52㎡
{ 本 館	4,063.59㎡ (建築面積1,540.51㎡)
{ 北館 3階	1,574.43㎡
{ " 4階	633.50㎡

各階平面図

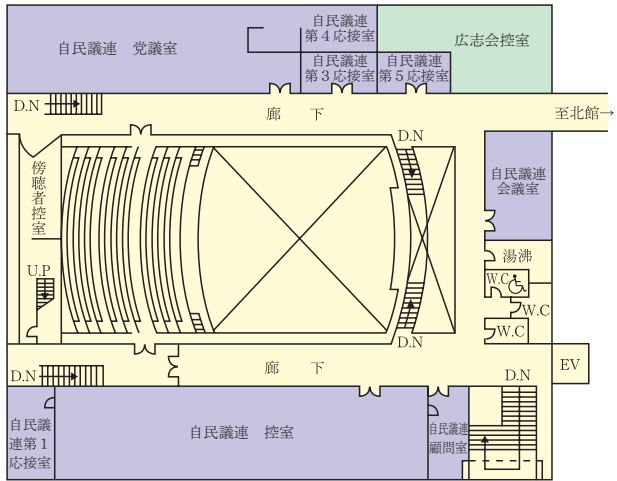
議事堂 1階



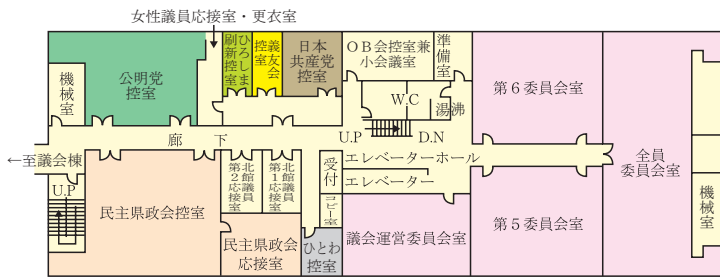
議事堂 2階



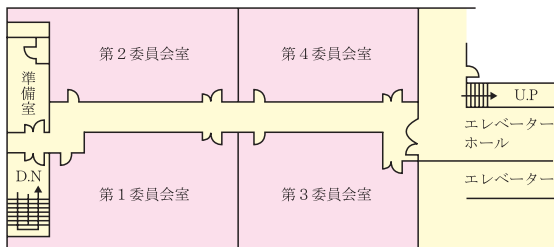
議事堂 3 階



北館 3 階










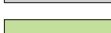

北館 4 階



(2) 議 席

犬童 英徳	中原 好治	東 保幸	金口 巖	栗原 俊二	宇田 伸	中本 隆志	富永 健三	松岡 宏道	安井 裕典	小林 秀矩	緒方 直之	沖井 純	城戸 常太	井原 修	檜山 俊宏
64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49
桑木 良典	福知 基弘	瀧本 実	西本 博之	尾熊 良一	石津 正啓	山下 智之	森川 家忠	下森 宏昭	吉井 清介	窪田 泰久	狭戸尾 浩	伊藤真由美	宮崎 康則	三好 良治	渡辺 典子
48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
的場 豊	鷹廣 純	高田 稔	稲葉 潔	柿本 忠則	蔵本 健	村上 栄二	出原 昌直	畑石 顕司	伊藤 英治	林 大蔵	坪川 竜大	竹原 哲	山木 茂		
32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19		
		藤井 敏子	岡部 千鶴	恵飛須圭二	玉重 輝吉	灰岡 香奈	本長 糧太	神田 隆彦	山下 守	加納 孝彦	富永やよい				
		18	17	16	15	14	13	12	11	10	9				
			河村 晃子	上野 寛治	井上謙一郎	相澤 孝	砂原 崇弘	山形しのぶ	岡野 斉也	八幡原 圭					
			8	7	6	5	4	3	2	1					

所属党派

	= 自由民主党広島県議会議員連盟	= 34人
	= 広島県議会民主県政会	= 14人
	= 公明党広島県議会議員団	= 6人
	= 自由民主党広島県議会広志会	= 4人
	= 日本共産党広島県議会議員団	= 2人
	= 自由民主党広島県議会議員会	= 1人
	= 無 所 属 ひ と わ	= 1人
	= ひ ろ し ま、 刷 新。	= 1人
	= 義 友 会	= 1人
	計	64人

8 議会の情報公開

(1) 情報公開制度

○ 情報公開の概要

県議会では、予算特別委員会のテレビ中継を初め、モニターテレビによる委員会審査の公開やホームページの開設などにより、県民に情報を提供している。平成16年度からは、本会議、予算特別委員会及び決算特別委員会（総括審査）について、インターネット中継を実施している。

また、県民に議会の諸活動に係る説明責任を果たすとともに、議会に対する理解と県政への参加を促進することを目的として、平成15年4月から広島県議会の情報公開制度を実施している。

○ 開示請求ができる公文書

議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているもの。

○ 開示請求ができる方

平成18年4月から、開示請求に関する住所などの要件を撤廃し、だれでも請求できることとしている。

(2) 個人情報保護制度

○ 個人情報保護制度の概要

個人情報の取扱いに関して、議会の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、平成18年4月から広島県議会の個人情報保護制度を実施している。

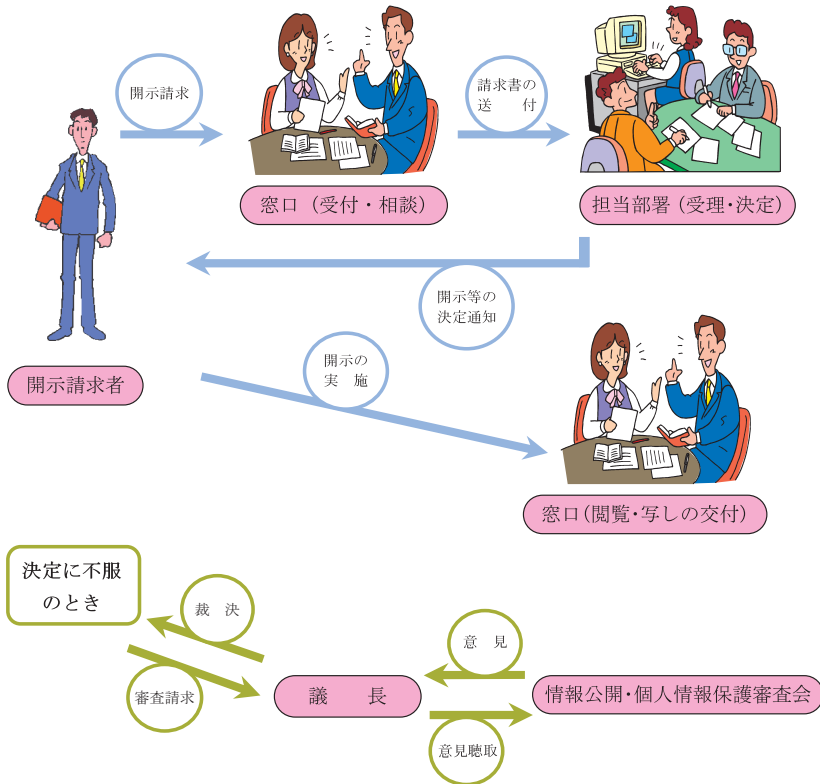
この制度に基づき、議会では個人情報の収集、利用・提供、管理などについて、適正な取扱いを確保することとしている。

また、議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、議会事務局の職員が組織的に利用するものとして議会が保有しているもの（公文書に記録されているものに限る。）については、開示、訂正及び利用停止の請求を行うことができる。

○ 開示などの請求ができる方

だれでも自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求を行うことができる。

(3) 情報公開制度・個人情報保護制度における請求から開示までの手続



(4) 議会情報コーナーの利用について

議事堂1階の「議会情報コーナー」では、開示請求等の相談・受付のほか、議会資料の閲覧を行っている。

《利用時間 午前9時から午後5時まで(土・日、祝日等を除く。》

9 議 会 広 報

県民の県議会に対する関心を高めるとともに理解を深めるため、県議会の活動状況について、ホームページ、広報紙、テレビ番組などにより、広く県民に情報提供している。

(1) ホームページ

○ ホームページ

平成11年6月から、県議会ホームページを開設し、議会活動に関するさまざまな情報を提供している。

《アドレス》<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gikai/>

平成29年7月から、県議会のことを楽しく学習するための教材として、キッズサイトを開設している。

○ 会議録検索システム

平成11年6月から、県議会ホームページにリンクしており、過去の会議録の内容を言葉、発言者、日付等をもとに検索することができる。

○ インターネット中継

平成16年2月から、本会議のすべての審議、予算特別委員会及び決算特別委員会の総括審査の様態をライブ中継及び録画中継しており、令和元年9月からは、決算特別委員会の部局別審査、常任委員会及び特別委員会の様態もライブ中継及び録画中継している。

また、平成28年9月からは、スマートフォン等での視聴に対応するため、ユーチューブによる配信を行っている。

(2) ひろしま県議会だより

平成17年9月定例会から、本会議における主な質疑とその答弁要旨等の議会の審議概要や主な議案、議会のしくみなどを紹介するため、議会広報紙「ひろしま県議会だより」を制作し、新聞折込等により配布している。

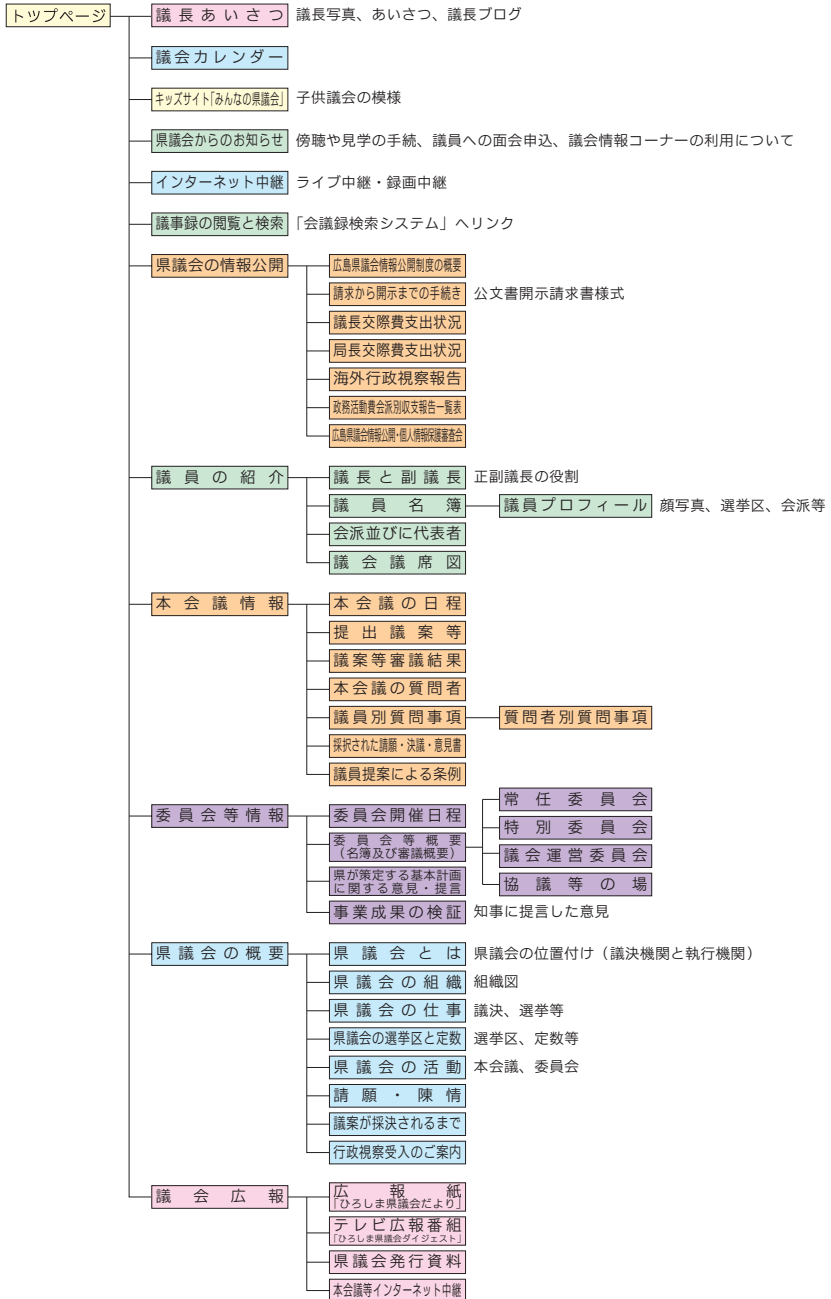
発行日は、定例会閉会日からおおむね30日以内の日祝日としている。

(3) ひろしま県議会ダイジェスト

平成18年2月定例会から、本会議における質疑・答弁を初め、定例会の状況を分かりやすく伝えるため、テレビ広報番組「ひろしま県議会ダイジェスト」を放送している。

放送日は、定例会閉会日からおおむね2週間以内としている。

広島県議会ホームページ構成図



10 議 会 改 革

地方分権改革の進展や複雑・多様化する社会経済システムの中において、都道府県議会議員には、従前にも増して監視機能や政策立案機能の強化が求められている。こうした中、県議会では「より開かれた議会」の実現と「議会力」の強化に向けて、議長の諮問機関として、平成19年6月に「議会改革推進委員会」（平成20年10月の会議規則改正により「協議等の場」に位置付けられ、平成22年12月に議会基本条例で定める組織として位置付けられた。）を設置し、議会改革の推進に取り組んでいる。

令和元年6月に、議会改革推進委員会の組織体制の見直しを行い、委員構成を「交渉会派の代表者及び議会運営委員会委員長」から「各交渉会派から推薦のあった者及び議会運営委員会委員長」に改めた。

●議会改革の推進体制について（R5.7.1現在）

委員会等	設置時期	所 掌 事 項 等	委員構成
議会改革推進委員会	H19年6月19日 （議長の諮問機関として設置）	議長の諮問事項 ・議会機能の充実について ・県民に開かれた身近な県議会の実現について ・その他議会改革に必要な方策について	各交渉会派から推薦のあった者及び議会運営委員会委員長
広島県議会政策条例検討委員会	H19年7月2日 （議会改革推進委員会の提案により設置）	政策条例に関する次に掲げる事項 ・議会の立案により条例化することの妥当性の検討 ・条例案の作成に係る会派間の意見調整及び執行部との調整 ・その他条例案の作成に関し必要な事項	交渉会派の政調会長又はこれに準じる者
広島県議会広報委員会	H17年9月8日 （広島県議会の機能強化及び活性化検討委員会の提案により設置）	議会広報の実施に関する次に掲げる事項についての検討 ・議会広報紙の企画、編集及び発行等に関する事項 ・その他議会広報に関する事項	各交渉会派から推薦のあった者

【参考】広島県議会における議会改革への取り組み状況（平成11年度以降抜粋）

年度	議会機能・議会運営	議員活動	知事等との関係	県民との関係	地方自治法改正への対応
11				○議会HPの開設 (H11.6) ○委員会審議の公開 (モニターテレビの 設置)(H11.6)	
12	○特別委員会の政策提 言等に対する処理報 告の実施 (H12.3)				
13	○政策条例（1件）の 制定 (H13.10)	○政務調査費の 交付に関する 条例の制定 (H13.4)			
14				○議会情報公開条例の 制定 (H14.4)	
15	○活性化及び改革に関 する検討委員会の設 置 (H15.7～17.5) ※前身：活性化検討委 員会 (H10.11～15.6) ○本会議の質問者数・ 時間の拡大 (H15.9)			○本会議傍聴者への質 問予定項目の配付 (H16.2) ○本会議、予算特別委 員会のインターネッ ト中継 (H16.2)	
16	○企画法制室の設置 (H16.4～22.3)	○政務調査費収支 報告書の閲覧 (H16.4)		○決算特別委員会（総 括審査）のインター ネット中継 (H16.11)	
17	○機能強化及び活性化 検討委員会の設置 (H17.5～19.6)			○広報委員会の設置 (H17.9) ○県議会だよりの発行 (H17.9) ○議会個人情報保護条 例の制定 (H17.12) ○県議会ダイジェスト の放送 (H18.2)	
18	○政策条例（3件）の 制定 (H18.10、H18.12)			○議会HPへの広報紙・ 広報番組、議員提案 条例等の掲載 (H18)	○H18.6改正事項 ・委員会の議案提案に 係る会議規則改正 (H19.3)
19	○議会改革推進委員会 の設置 (H19.6) ○議会運営検討部会 の設置 (H19.7) ○政策条例検討委員会 の設置 (H19.7)	○政務調査費等 検討部会の設置 (H19.6) ※ H25.3政務活 動費等検討部 会に改称 ○政治倫理条例の 制定 (H19.10) ○政務調査費事務 処理要領の作成 (H20.1)		○議会HPへの定例会 議案・事務局アドレ スの掲載 (H19.12)	○H18.6改正事項 ・議長の臨時会招集請 求に係る手続き整理 (H19.12) (※会議規則の改正 なし) ・閉会中の委員選任に 係る委員会条例改正 (H20.3)

年度	議会機能・議会運営	議員活動	知事等との関係	県民との関係	地方自治法改正への対応
20	○意見書の処理状況報告 (H20.9) ○決算特別委員会の統合 (H20.9)	○政務調査費収支等報告書への証拠書類の添付 (H20.4) ○費用弁償 (応招旅費) の実費化 (H20.4)		○議会HPへの委員会記録・現地調査概要の掲載 (H20.7)	○H20.6改正事項 ・協議等の場の規定に係る会議規則改正 (H20.10) ・議員の報酬の名称変更に係る特別職給与等条例改正 (H20.10)
21	○特別委員会の設置・運営見直し (H21.7) ○基本条例検討部会の設置 (H22.1～23.7)				
22	○本会議における一問一答方式試行的導入 (H22.6) ○事業成果の検証の実施 (H22.9) ○議会基本条例の制定 (H22.12) ○政策条例 (2件) の制定 (H23.3)				
23	○基本条例推進部会の設置 (H23.7)				
24			○基本計画議決条例の制定 (H24.10)		○H24.9改正事項 ・政務活動費を充てることができる経費の範囲等に係る政務調査費交付条例改正 (H25.2) ・特別委員の在任期間等に係る委員会条例改正 (H25.2)
25	○議案に対する表決態度の公表 (H25.6) ○請願者の意見陳述 (H25.6) ○委員間討議の試行的実施 (H25.7)			○議会HPと議員の個人HPとの相互リンク (H25.9)	
26	○本会議における一問一答方式の正式導入 (H26.9) ○音声認識システムの導入 (H26.9)				
27	○委員会室への指向性マイクの試行的導入 (H27.8)			○本会議におけるインターネット録画中継へのYouTubeの試行的導入 (H27.12)	

年度	議会機能・議会運営	議員活動	知事等との関係	県民との関係	地方自治法改正への対応
28			<ul style="list-style-type: none"> ○広島県版総合戦略の効果検証及び検証結果の総合戦略の改訂への反映の開始 (H28.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ○傍聴規則の改正（傍聴環境の整備・充実）(H28.4) ○議場内への親子傍聴室の設置 (H28.6) ○手話通訳者の配置 (H28.6) ○本会議におけるインターネット生中継へのYouTubeの導入 (H28.9) ○広島県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定 (H28.12) 	
29	<ul style="list-style-type: none"> ○政策条例（中小企業・小規模企業振興条例）の制定 (H29.10) 			<ul style="list-style-type: none"> ○県議会だよりの巻頭写真に高校生・大学生が撮影した写真を掲載 (H29.4～) ○議会HPの若年層向けサイトの開設 (H29.7) ○ケーブルテレビでの県議会ダイジェスト再放送の実施 (H29.7～) ○子供議会の開催（J C主催）(H29.8) ○議会棟トイレにオストメイト導入 (H30.2) ○議会HPのデザインリニューアル (H30.3) ○議会棟内のトイレの整備 (H30.3) 	
30	<ul style="list-style-type: none"> ○政策条例（広島県県産木材利用促進条例）の制定 (H30.10) ○議会棟内のWi-Fi等の整備 (H30.10) ○特別委員会等でのタブレット端末の試行導入 (H30.11) 	<ul style="list-style-type: none"> ○議員研修会（講演会）の開催（試行）(H30.10) 		<ul style="list-style-type: none"> ○子供議会の開催（執行部との共催）(H30.10) ○委員会インターネット中継を次議会期から実施することを決定 (H30.11) 	
平成31 （令和元年）	<ul style="list-style-type: none"> ○常任委員会でのタブレット型端末の試行導入 (R元.11) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新議員研修会の開催 (R元.5) ○議員研修会（講演会）の開催 (R元.10) 		<ul style="list-style-type: none"> ○常任委員会・特別委員会インターネット中継の実施 (R元.9) ○子供議会の開催（執行部との共催）(R元.10) ○議長記者会見の模様を議長ブログで発信 (R元.10) 	

年度	議会機能・議会運営	議員活動	知事等との関係	県民との関係	地方自治法改正への対応
平成 31 (令和 元年)				○本議会傍聴者へのリーフレット「広島県議会広報のご案内」頒布（R元.12）	
2	<ul style="list-style-type: none"> ○タブレット型端末の本運用の実施（R2.4） ・本会議・委員会資料の閲覧（紙資料終了） ○政策条例（広島県主要農作物等種子条例）の制定（R2.6） ○タブレット型端末の運用拡大 ・公用端末以外の端末からの会議システムの閲覧等（R3.1） ・議案付託表、請願文書表及び陳情送付表の掲載（R3.2） ・議会運営委員会資料の掲載・閲覧開始（R3.2） 	<ul style="list-style-type: none"> ○議員研修の開催 ・第1回（R2.9）、第2回（R2.9）、第3回（R2.12） ○議員研修会（講演会）の開催（R3.3） 		<ul style="list-style-type: none"> ○本会議・委員会資料の議会HPへの掲載（R2.4） ○子供議会の開催（執行部との共催）（R2.11） ○広報媒体に係る見直しの検討（R3.2～3） 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会資料の書式・構成の統一（R3.6） ○全ての委員会室にマイクを導入（R3.10） 	<ul style="list-style-type: none"> ○議員研修の開催 ・第4回（R3.11）、第5回（R3.12） 		<ul style="list-style-type: none"> ○子供議会の開催（執行部との共催）（R3.10） 	
4	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン委員会の開催を可能とする委員会条例の改正（R4.12） 	<ul style="list-style-type: none"> ○議員研修会（講演会）の開催（R4.8） 		<ul style="list-style-type: none"> ○本会議会議録速報版の公開（R4.10） ○子供議会の開催（執行部との共催）（R4.10） 	

11 議 会 費

令和5年度当初予算

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節 区 分	金 額
議 会 費	2,122,122		
議 会 費	2,122,122		
議 会 費	1,497,324		
		報 酬	695,278
		職 員 手 当 等	277,239
		共 済 費	87,138
		報 償 費	656
		旅 費	81,737
		交 際 費	2,650
		需 用 費	61
		役 務 費	11,407
		委 託 料	47,552
		使用料及び賃借料	16,370
		負担金、補助及び交付金	277,236
		(うち政務活動費)	266,700)
事 務 局 費	624,798		
		報 酬	45,544
		給 料	162,087
		職 員 手 当 等	125,011
		共 済 費	72,162
		報 償 費	196
		旅 費	2,999
		交 際 費	150
		需 用 費	33,935
		役 務 費	12,353
		委 託 料	82,326
		使用料及び賃借料	13,717
		工 事 請 負 費	6,000
		備 品 購 入 費	67,550
		負担金、補助及び交付金	692
		公 課 費	76

参考資料

1 令和5年度広島県予算（当初）

○ 一般会計

（単位：千円、％）

歳 入			歳 出		
款 別	予 算	構成比	款 別	予 算	構成比
1 県 税	341,743,020	30.0	1 議 会 費	2,122,122	0.2
2 地 方 消 費 税 金 清 算	140,709,000	12.3	2 総 務 費	56,373,873	4.9
3 地 方 譲 与 税	52,231,188	4.6	3 民 生 費	141,592,052	12.4
4 地 方 特 例 交 付 金	1,580,000	0.1	4 衛 生 費	124,663,768	10.9
5 地 方 交 付 税	188,808,000	16.6	5 労 働 費	3,600,206	0.3
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	500,000	0.0	6 農 林 水 産 業 費	29,784,047	2.6
7 分 担 金 及 び 負 担 金	7,582,332	0.7	7 商 工 費	109,179,456	9.6
8 使 用 料 及 び 手 数 料	9,146,309	0.8	8 土 木 費	100,387,105	8.8
9 国 庫 支 出 金	148,262,171	13.0	9 警 察 費	65,492,336	5.7
10 財 産 収 入	1,242,250	0.1	10 教 育 費	184,630,304	16.2
11 寄 附 金	111,367	0.0	11 災 害 復 旧 費	17,437,891	1.5
12 繰 入 金	57,881,108	5.1	12 公 債 費	147,030,823	12.9
13 繰 越 金	1	0.0	13 諸 支 出 金	157,026,017	13.8
14 諸 収 入	102,650,954	9.0	14 予 備 費	1,000,000	0.1
15 県 債	87,872,300	7.7			
合 計	1,140,320,000	100.0	合 計	1,140,320,000	100.0

○ 特別会計

(単位：千円)

区 分	予 算 額	区 分	予 算 額
証 紙 等	2,803,020	水 産 振 興 資 金	1,247
管 理 事 務 費	623,408	県 営 林 事 業 費	623,054
公 債 管 理	291,068,423	港 湾 特 別 整 備 事 業 費	25,537,518
母 子 ・ 父 子 ・ 寡 婦 福 祉 資 金	296,391	県 営 住 宅 事 業 費	5,062,982
国 民 健 康 保 険 事 業 費	229,859,983	高 等 学 校 等 奨 学 金	566,984
中 小 企 業 支 援 資 金	851,436		
		計	557,294,446

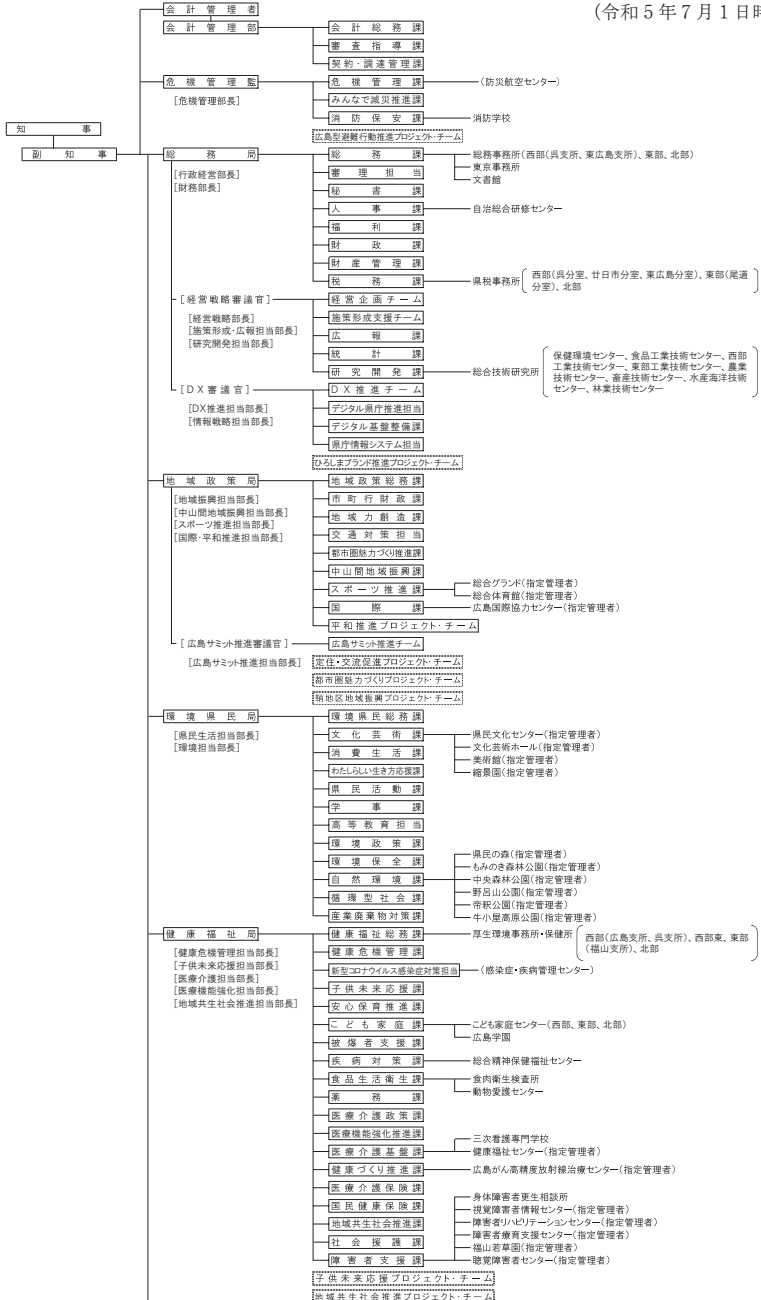
○ 企業会計（支出）

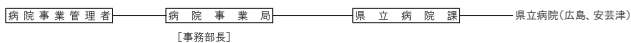
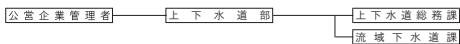
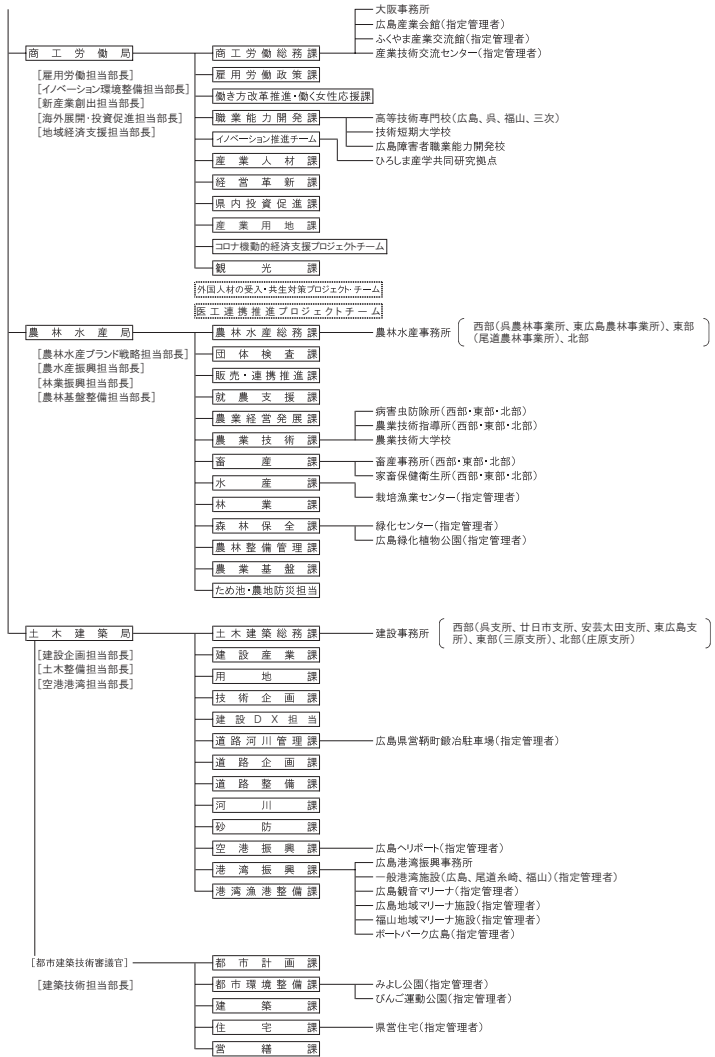
(単位：千円)

区 分	支 出 予 定 額	区 分	支 出 予 定 額
病 院 事 業	32,445,784	流 域 下 水 道 事 業	14,940,271
土 地 造 成 事 業	7,663,761		
		計	55,049,816

2 広島県行政機構図 (知事部局等)

(令和5年7月1日時点)





広島県行政機構図（議会及び各行政委員会）

